

岩見沢市成年後見支援センターの取組

相談支援

- 判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとについて、相談に応じます。
 - 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用について検討し、今後の生活について一緒に考えていきます。
 - 岩見沢市成年後見支援センターへの相談は、来所や電話の他、ご自宅や施設へ訪問しての相談も受け付けます。
- ※相談されました内容の秘密は厳守します。
相談料はかかりません。

市民後見人の養成と活動支援

- 市民後見人の養成のため、成年後見制度に関する知識や技術を身につける研修を行います。
(市民後見人とは、判断能力が不十分な方が地域で安心して暮らせるようにその方の立場になって生活を支援していく市民による後見人をいいます。)
- 市民後見人の活動が適切かつ安心して行えるよう支援します。



申立手続の支援

- 成年後見制度の利用が必要な方やご家族などに申立手続に関する説明や支援を行います。

普及啓発

- 成年後見制度への理解を深め、多くの方に知っていただくために講演会や研修会などを開催します。
- 広報紙やホームページなどで必要な情報を発信します。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する出前講座を行っています。町内会や地域福祉団体、施設等へ講師派遣を行っていますので、ご希望の方はご連絡をお願いします。



岩見沢市成年後見支援センター

〒068-0031
岩見沢市 11 条西 3 丁目 1 番地 9
岩見沢広域総合福祉センター内

☎0126-35-5210 FAX0126-35-5231

URL <http://www.iwamizawa-syakyo.or.jp>

開館 月曜日～金曜日/8時45分～17時30分
祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く



岩見沢広域総合福祉センター

「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支える」 岩見沢市成年後見支援センター

住み慣れた **このまち** で
暮らし続けたいけど・・・
こんなことに悩んでいませんか？



物忘れから自分でお金の管理が難しくなってきた

ヘルパーを頼みたいけど、福祉サービスの手続きができない

身寄りがないので、将来に不安がある



施設に入所したいが自分で契約ができない

認知症の親の不動産を処分し、親の入院費にあてたい

もし私に何かあったとき、知的障がいのある家族の将来が心配

施設にいる親の財産を兄が勝手に使い、困っている

こんな悩みの解決に向けてお手伝いをします

社会福祉法人 岩見沢市社会福祉協議会

岩見沢市成年後見支援センターは
岩見沢市から委託を受けて運営しています



岩見沢市成年後見支援センターがお手伝いをします

困ったわ
助けてくれる人が
いないかしら



通帳や印鑑をどこに置いたか
忘れてお金がおろせないこと
がある

判断能力に不安がある

公共料金の支払いや生活
費の管理を手伝ってくれ
る人が欲しい



ほとんどのことは自分ででき
るが、誰かの手助けがあると
安心

判断能力が不十分

私の代わりに難しい手続
きをしてくれたり、間違っ
た時にはだめと言ってく
れる人が欲しい

物忘れが多くなってきた。
重要な契約は自分一人ではで
きない

判断能力が著しく不十分

重要な契約の時に本人の
代わりに判断してくれる
人が必要

物忘れがひどくなって、
家族の区別もつかなくなって
きた

判断能力が常に欠けている

あらゆる契約や手続きの
時に本人の代わりに判断
してくれる人が必要

私は元気で、
なんでも自分で
決められるけど……

判断能力が十分にある

将来認知症になった後の
ことが心配になる

このような
制度が利用
できますよ

日常生活自立支援事業

- 在宅生活を続けるために困っていることを専門員が相談に応じます。
- 生活支援員が訪問して、生活費を届けたり、代わりに必要な支払いを行ったりします。
- 本人と社会福祉協議会との契約が必要です。

法定後見制度(補助)

- 家庭裁判所が定めた範囲で、本人に代わって契約を行います。
- 家庭裁判所が定めた範囲で、本人の行為を取り消すことができます。

法定後見制度(保佐)

- 法律で定められた重要な行為を本人が行った場合に取り消すことができます。
- 家庭裁判所が定めた範囲で、本人に代わって契約を行います。

法定後見制度(後見)

- 日用品の購入などの行為以外はすべて取消すことができます。
- 本人に代わってすべての契約をします。

任意後見制度

任意後見契約であらかじめ定めておいた財産管理や療養看護に関する法律行為を代わって行います。

日常生活自立支援事業とは

福祉サービスの利用援助

福祉サービス利用に関する手続き、利用料の支払いなどを本人に同行したり、代行してお手伝いします。

日常的金銭管理

年金などの受け取りに必要な手続き、公共料金の支払い、銀行から生活費の払い戻しなど、本人に同行したり、代行し、日常的なお金の管理をお手伝いします。

書類などの預かり

預貯金通帳や大切な書類などを保管します。

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方の権利や財産を守る制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度を利用するには

本人やご家族などが家庭裁判所に戸籍謄本や財産関係のわかる資料などの必要書類を揃えて申立てする必要があります。その後、家庭裁判所から後見人等が選任されます。

任意後見制度とは

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

◆岩見沢市の成年後見制度への取組◆

- 身寄りのない方に代わって、制度利用の審判申立(市長申立)を行っています。
- 家庭裁判所の審判にもとづき、岩見沢市成年後見支援センターを運営している岩見沢市社会福祉協議会が法人として後見業務を行います。
- 市民後見人を養成し、同じ地域に住む身近な存在として、きめ細やかな支援を行います。